

令和7年3月21日 開会
令和7年3月21日 閉会
第 11 回
(通算第 237 回)

吉賀町農業委員会会議録

吉賀町農業委員会事務局

吉賀町農業委員会告示第 3 号

吉賀町農業委員会を次のとおり招集する。

令和7年3月13日

吉賀町農業委員会 会長 齋藤 学

- 1 日時 令和7年3月21日
2 場所 吉賀町役場 六日市庁舎 2階第2会議室

第 11 回吉賀町農業委員会会議録	
招集年月日	令和7年3月21日
招集の場所	吉賀町役場 六日市庁舎 2階第2会議室
応招委員	<p>会長 齋藤 学 代理 河野 達</p> <p>2番 河上 政義 3番 森下保 4番 田村 薫平 5番 尾崎 勝典</p> <p>6番 米田 浩司 7番 橋本 修治 8番 河野 雅俊 9番 藤井 和子</p> <p>10番 見川 恒栄 11番 山根 里馬</p> <p>農地利用 最適化 推進委員</p> <p>河口 貴哉 菊池 美和 齋藤 一政 杉ノ内 孝太 澄川 敦馬 田中一成 田淵 文雄 右田 巧 本廣 順保 安永 桂 米田 銀次郎</p>
不応招委員	なし
出席委員	<p>会長 齋藤 学 代理 河野 達</p> <p>2番 河上 政義 4番 田村 薫平 5番 尾崎 勝典</p> <p>7番 橋本 修治 8番 河野 雅俊 9番 藤井 和子</p> <p>10番 見川 恒栄 11番 山根 里馬</p> <p>農地利用 最適化 推進委員</p> <p>河口 貴哉 菊池 美和 齋藤 一政 杉ノ内 孝太 澄川 敦馬 田中一成 田淵 文雄 右田 巧 本廣 順保 安永 桂 米田 銀次郎</p>
欠席委員	<p>農業委員</p> <p>3番 森下保 5番 尾崎 勝典</p> <p>6番 米田 浩司</p> <p>農地利用 最適化 推進委員</p> <p>澄川 敦馬 田中一成 田淵 文雄</p>
欠 員	なし
本回の議長	会長 齋藤学
本回到職務のために出席したものの職氏名	事務局長 堀田 雅和 事務局員 齋藤 真央
開 会	議長は 9時00分 開会を宣告
閉 会	議長は 10時00分 閉会を宣告
本回提出議案及び日程	別紙のとおり
議事録署名委員の指名	見川 恒栄 山根 里馬
会期の決定	令和7年3月21日
開 議	令和7年3月21日
備 考	

第 11 回農業委員会
(通算第 237 回)

令和7年3月21日

吉賀町役場 六日市庁舎 2階第2会議室

開会

会長挨拶

議案

議案第1号 非農地証明書の交付申請について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

事務局	<p>今日は堀田局長は議会の為に欠席させていただきます。</p> <p>本日の欠席の方は、森下保さん、尾崎さん、田淵さん、澄川さん、田中さん、米田浩司さんで農業委員さん12名の内、9名の方が出席されてますので、会議が成立していることを、ご報告いたします。</p> <p>それでは、会長にご挨拶いただいて、引き続き、議長として議案審議に移っていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>議事録署名委員として見川委員、山根委員を指名します。</p> <p>議案第1号 非農地証明書の交付申請について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号について説明します。</p> <p>非農地証明とは、登記上の地目が農地（田、畑など）になっているにも関わらず、現況では山林化や原野化している場合に、その土地が農地ではないことを証明するものです。この証明書を発行したら所有者が法務局で地目変更の手続きができます。</p> <p>1番についてですが、農地の所在は福川〇〇番、地目 畑、合計面積〇〇㎡です。所有者は〇〇さんです。非農地の事由は昭和年月日不詳の頃より耕作しておらず、今後とも農地として利用することは考えられず、また農地への復旧も困難であるためです。</p> <p>非農地の手続きの流れは、このあと議長から3名の委員さんを指名していただき、3名で現地確認をして非農地ということが認められたら、事務局から非農地証明書を出すこととなります。</p> <p>以上よろしくお願いします。</p>
議長	<p>それでは、今事務局から説明ありましたように、議案第1号1番福川の案件につきまして3名の委員さんの現地確認の委員さんのご指名をしたいと思います。それでは1名の方、杉ノ内委員さん、二人目、橋本委員さん、三人目、河野（雅俊）委員さん、この3名で福川地区の〇〇さんの関係につきまして確認をお願いしたい、いう風に思います。</p> <p>続きまして、議案第1号の2番について説明よろしくお願いします。</p>
事務局	<p>次は2番についてですが、農地の所在は蔵木〇〇番、地目 畑、面積〇〇㎡です。所有者は〇〇さんです。非農地の事由は昭和年月日不詳の頃より耕作しておらず、今後とも農地として利用することは考えられず、また農地への復旧も困難であるため</p>

議長	<p>です。以上、よろしく申し上げます。</p> <p>はい、現地蔵木の案件でございますけど、同じく現地の確認の3名をご指名したいと思います。お一人目は山根委員さん、それから右田委員さん、安永委員さん、この3名で確認をしていただきたい、いう風に思います。また、先ほど申しました様に、この非農地につきましては次回の農業委員会総会にて発表いただきたい、と思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1番について説明します。</p> <p>農地の所在は樋口〇〇、他11筆、合計面積は〇〇㎡です。</p> <p>譲渡人は〇〇さん愛知県の方、譲受人は〇〇さん、白谷の方です。</p> <p>今回の申請地の場所は〇〇から約1kmのところにある農地で、無償譲渡だそうです。</p> <p>〇〇さんは、樋口の空き家と農地を譲り受けるそうです。</p> <p>譲受人は申請の農地で水稲や野菜を栽培されるそうです。機械はトラクターなどを所有されています。</p> <p>〇〇さんは周囲の農業経営方針を確認して耕作するそうなので問題ないと思われそうですが、万が一苦情が出た場合には責任を持って善処するそうです。</p> <p>以上ご審議をお願いします。</p>
山根委員	<p>はい、それでは議案第2号の1番、現地の方、山根委員さんに確認をさせていただいておりますので、ご報告よろしく申し上げます。</p> <p>3月14日に確認させていただきました。〇〇さん、ご夫婦でお住まいのようで、代理人の行政書士さんがいらっしゃいますので、〇〇さんの方に確認をさせていただきました。</p> <p>先ほどありましたように、家と田畑と、山林もあるようなんですけど全て譲り受けられる、という事で、機械はトラクターをお持ちのようです。あと、書類にありますように草刈り機等をお持ちです。〇〇さんが言われますには、今ある〇〇さんの所有の一式を全て譲り受けられるという事で、機械は問題ないと思います。</p> <p>それから、常時農業に従事するという事で、あと〇〇さんにお伝えいただくようお願いしたんですけど、田んぼを作るという事になると地域との関係もありまして、共同作業とか、ご協力ください、という事はお伝えいたしました。</p>

<p>議 長</p>	<p>という事で、特に問題ないと思います。以上です。</p> <p>ありがとうございました。それでは、今現地の方の確認済みでしたので、農業委員さん、最適化推進委員さんのご意見を求めたいと思います。</p> <p>ご意見がある方、挙手を求めます。ございませんか？無いようでしたら承認に移りたいと思います。</p> <p>議案第2号1番につきまして、賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>はい、出席者全員でございます、よって認可されました。</p> <p>続きまして第2号議案の2番でございます。</p> <p>事務局、説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>2番について説明します。</p> <p>農地の所在は広石〇〇番、面積は〇〇㎡です。</p> <p>譲渡人は〇〇さん呉市の方、譲受人は〇〇さん、隠岐の島の方です。</p> <p>今回の申請地の場所は〇〇近くにある農地で、無償譲渡だそうです。</p> <p>〇〇さんは、広石の空き家と農地を譲り受けるそうです。</p> <p>譲受人は申請の農地で水稻を栽培されるそうです。機械は田野原にある実家のトラクター、コンバイン等を使うそうです。</p> <p>〇〇さんは周囲の農業経営方針を確認して耕作するそうなので問題ないと思われませんが、万が一苦情が出た場合には責任を持って善処するそうです。</p> <p>以上ご審議をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、広石の案件につきまして、河口委員さんに現地を確認していただいております、よろしくをお願いします。</p>
<p>河口委員</p>	<p>おはようございます。〇〇さんは元々、吉賀町には居たんで、周囲の状況も分かっていると思いますし、お父さんが機械一式所有されているので、そちらを持ってきて耕作されるという事で、特に問題ないと思います。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございます。それでは皆さんのご意見を伺いたいと思います。</p> <p>ご意見のある方、挙手を求めます。</p> <p>それでは問題ないと思いますので、裁決の方に移らせていただきます。</p> <p>賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>はい、全員賛成でございます。よって可決されました。</p> <p>続きまして第2号議案の3番でございます。注連川の案件です。事務局説明をお願いします。</p>

事務局	<p>3番について説明します。</p> <p>農地の所在は注連川〇〇番、面積は〇〇㎡です。</p> <p>譲渡人は〇〇さん広島市の方、譲受人は〇〇さん、注連川の方です。</p> <p>今回の申請地の場所は〇〇から約〇〇m六日市方面に行ったところにある農地で、無償譲渡だそうです。</p> <p>譲受人は申請の農地で梅、みかん等の果樹を栽培されるそうです。機械は耕うん機を所有されています。</p> <p>〇〇さんは地域の農業経営方針に従って耕作されるそうなので問題ないと思われます。以上ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>それでは、第2号議案の3番につきまして、現地、米田銀次郎さんに確認をしていただいておりますので、よろしくをお願いします</p>
米田銀次郎委員	<p>おはようございます。確認をしたところ、〇〇さんは元々家と土地と一緒に購入という事だったんですけど、双方の手違いで土地の持ち主がおじいさんだったという事で、それがちょっと伸びたという事でした。</p> <p>一応、農機具と耕うん機等も持ち合わせで、本人も自治会の方にも入られて、意欲的という事でもあります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。それでは質問を受け付けたいと思います。ご意見のある方、挙手をもってよろしくをお願いします。</p> <p>ございませんか？無いようでしたら採決の方に移らせていただきます。</p> <p>第2号議案の3番でございます。賛成の方の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>はい、ありがとうございます。出席者全員賛成で認可されました。</p> <p>続きまして議案第2号4番、七日市の案件でございます。事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>4番について説明します。</p> <p>農地の所在は七日市〇〇、面積は〇〇㎡です。</p> <p>譲渡人は〇〇さん七日市の方、譲受人は〇〇さん、七日市の方です。</p> <p>今回の申請地の場所は〇〇から約〇〇km高尻方面に行ったところにある農地で、無償譲渡だそうです。</p> <p>譲受人は申請の農地で家庭菜園をされるそうです。機械は管理機などを所有されています。</p> <p>松原さんは地域の農業経営方針に従って耕作されるそうなので問題ないと思われます。</p>

<p>議 長</p>	<p>ます。以上ご審議をお願いします。</p> <p>この4番の案件につきましては、私の担当の地区でもございますので、私が担当して現地を確認いたしましたので、発表いたしたいと思います。</p> <p>3月の13日に本廣委員さんと私とで現地を確認いたしました。現地につきましては1、2、3番の案件とよく似てまして、お家を一緒に買われて、それに付いている、畑と農地というような形になっております。建屋につきましては譲渡されたということになりますが、農地につきましては、現地をしっかりと確認をさせていただきました。現地の状況はですね、あまり大きな畑ではないのですが、3畝くらいのもんですが、今のところ防草シートが張ってありましてですね、これを先ほど言いましたように家庭菜園にやりたい、一生懸命やりたいという事でした。傾斜地なんで、水はけはかなりいいし、また、水の流れも前に排水路が通ってまして、そこに全部流れていって、近隣にお家がないんで、そんなに迷惑をかける事もないでしょう、という事で問題はないと思います。</p> <p>という事で第4番目の案件につきまして、みなさんのご意見を伺いたいと思います。意見のある方、挙手を求めます。</p> <p>無いようでしたら採決に移らせていただきます。</p> <p>第2号議案の4番につきまして、賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、認可承認されました。最後の第2号議案第5番目でございます。福川の案件ですが、事務局説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>5番について説明します。</p> <p>農地の所在は福川〇〇他合計2筆、合計面積は〇〇㎡です。</p> <p>譲渡人は〇〇さん周南市の方、譲受人は〇〇さん、福川の方です。</p> <p>今回の申請地の場所は〇〇から約〇〇m椋谷方面に行ったところにある農地で、無償譲渡です。</p> <p>譲受人は申請の農地で水稻を栽培されるそうです。機械はトラクター、バインダーなどを所有されています。</p> <p>〇〇さんは、周辺の農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはないとのことで問題ないと思われまます。以上ご審議をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、現地の方、杉ノ内さんに確認していただいておりますので、宜しくお願いします。</p>
<p>杉ノ内委員</p>	<p>おはようございます。本人に聞き取りに行きましてですね、〇〇さん自身もここ</p>

<p>議 長</p>	<p>で3年も水田を作っておられるし、先ほども言いましたように、トラクター等も所有されていますし、譲渡されても問題ないかな、と思われます。 以上です。</p> <p>はい、それでは現地の方は以上のような事です。 みなさんの意見を伺いたいと思います。 ご意見のある方、挙手を求めます。 はい、内容でございますので採決の方に移らせていただきます 賛成の農業委員さんの挙手を求めます。 はい、ありがとうございます、出席者全員の賛成がございましたので、認可承認されました。 続きまして議案第3号の方に移らせていきたいと思ひます。農業経営基盤促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてでございます。事務局説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第3号について説明します。 この農用地利用集積計画というのは農地の貸し借りについて利用権を設定するものになります。 基盤強化法の審査基準により、耕作すべき農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められること、農業に対し意欲と能力があること、などご審議いただければと思ひます。 5ページをご覧ください。こちらに掲載しているものは、農地中間管理機構をとおした農地の利用権設定です。 農地中間管理機構というのは、しまね農業振興公社のことで、農地の所有者からしまね農業振興公社に貸し付けて、そこから、耕作者に貸しだされます。 標題の右端に（一括方式）と記載していますが、所有者から農地中間管理機構への貸付と、耕作者の承認を同時に行う方法です。</p> <p>《読み上げ》 6ページをご覧ください。 続いては、所有者と耕作者の間で契約する、貸し借りについてです。 新規案件を読み上げます。 《読み上げ》 （午前9時28分 田村薫平委員 退室）</p>
<p>議 長</p>	<p>利用権関係、非常に多く、駆け込みの利用権になっていますが、皆さんのご意見</p>

	は聞きたいと思いますので、ご意見のある方、挙手をよろしくお願いします。
河野雅俊委員	システム上の事かもしれないんですけど、14ページの22.23〇〇さんの経営面積が違うのは何か意味があるのですか。
事務局	娘さんが実際契約されているんですけど、亡くなられたご両親の名義で、お父さんの農地とお母さんの農地があって、この様に違って出ています。
河野雅俊委員	はい、ありがとうございます。
事務局	8ページの9番を見ていただきたいんですけど、9番、8ページの一番下の9番なんですけど、登記簿地目が宅地で、現況田、という所なんですけど、実際は田、見た目は田ですので、なので、農業委員会としては田の扱いをするそうです。
議長	他にありませんか。
安永委員	すみません。
議長	はい、どうぞ
安永委員	年度末なんで、せっかくなんで1つくらい質問しようかな、と。 32番、〇〇さんの所有地を〇〇さんという神戸の方が、借りる。そして柿木で暮らす、家を探す、いわゆるIターンになるんです？
事務局	はい
安永委員	家が見つかるに越したことはないんですけど、まあ家の問題は置いていて、田んぼを作られる？水稲をつくる、機械とか、準備とかはどうなのかな、と。
事務局	はい、17ページの32番、〇〇さんは神戸市に住所がある方なんですけど、実際は柿木の〇〇さん、野菜とか水稲とか農業をされている人と一緒にされるそうです。機械作業は柿木の〇〇さんがされて、管理、草刈りとか、そういう管理は〇〇さんがされるという事です
安永委員	分かりました。協力者という方がいらっしゃるという事ですね。分かりました、ありがとうございます。

議長	<p>他にありますか。</p> <p>無いようでしたら採決に移らせていただきますがよろしいですか。</p> <p>はい、それでは議案第 3 号の農地利用権集積計画の承認について、一括で承認を受けたいと思います。</p> <p>賛成の農業委員さんの挙手を求めます</p> <p>はい、ありがとうございます、全員賛成でございますので、承認認可されました。</p> <p>続きまして、今度は報告事項に移らせていただきます。(1) 番、農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について、事務局より説明をお願いします</p>
事務局	<p>29 ページをご覧ください。この農地法第 18 条第 6 項の届出は、農地の貸し借りがされていたものが合意解約された案件の届出です。</p> <p>1 番は立戸で〇〇さんから〇〇さんに貸されていた農地の解約となります。理由は経営規模の縮小とのことです。</p> <p>2 番は木部谷で〇〇さんから〇〇さんに貸されていた農地の解約です。理由は経営規模の縮小で、この農地は〇〇さんが借受されます。</p> <p>3 番は木部谷で〇〇さんから〇〇さんに貸されてきた農地の解約です。〇〇さんは農地中間管理機構を通した貸し借りに変更するため、いったん解約されました。</p> <p>4 番は木部谷の〇〇さんから〇〇さんに貸されていた農地です。理由は耕作地を集約するためで、ここは木部谷の〇〇さんが借受けます。</p> <p>5 番は下須で〇〇さんから〇〇さんに貸されていた農地で、理由は高齢のためということです。この農地は、下須の〇〇さんが借受けます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは報告第 2 号でございます。非農地の交付申請について、よろしくお願ひします。</p>
事務局	<p>31 ページをご覧ください。これは 2 月の総会に上げたものです。それぞれ委員さんに現地確認をしていただき、非農地証明を発行いたしました。詳細は担当地区の委員さんからご報告をお願いします。</p>
議長	<p>それでは、担当の河野委員さんの方からよろしくお願ひします。</p>
河野達委員	<p>先月の総会の後に見川委員さんと菊地委員さんと私の 3 名で現地を確認いたしました。現地は町道広尾一岡線に隣接した農地であります。その後、確認の後申請者本人とは電話の聞き取り。以前〇〇さんがいた家の近所の方に聞き取りをいたしました。〇〇さんはですね、昭和 50 年代に広島の方に移住しておられます。その後、</p>

<p>議長</p>	<p>この住宅を借家として借し出しておりました。色々と、住人がネコが好きで、猫屋敷になったもんだから、かなり苦情があつて、平成10年頃に解体撤去しております。その頃から農地は耕作しておらず、農地への復旧は困難であり、非農地として承認いたしました。</p> <p>以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>以上、担当の方からの報告でございます。</p> <p>それでは、(3)番でございますが、吉賀町農業委員会の意見書について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>これは、吉賀町農業施策に関する意見書ということで、吉賀町の農業委員会から吉賀町長に対して提出するものです。</p> <p>2月の総会で、皆様から出されたご意見をもとに修正したものを、議案と一緒に送りましたので、ご覧ください。</p> <p>修正箇所について説明します。</p> <p>《意見書の内容説明》</p> <p>次は、令和7年度の最適化活動の目標の設定についてです。</p> <p>資料をご覧ください。</p> <p>最適化活動とは、大きく3つの内容があります。</p> <p>1つは担い手への農地の集積、集約化、2つめは遊休農地の発生防止と解消、3つ目は新規参入の促進活動です。</p> <p>農業委員会としての来年度の目標を3月に立てることになっていきますので、こちらで案を作成しました。内容について説明します。</p> <p>《目標設定の内容説明》</p>
<p>議長</p>	<p>以上、提出しました議案につきまして、終了したいと思います。</p> <p style="text-align: right;">午前10時00分閉会</p>